



長野県市町村総合事務組合職員措置請求書

長野県市町村総合事務組合管理者に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 請求の対象となる職員

平成23年6月当時の長野県市町村総合事務組合管理者藤原忠彦

(なお、当該職員の相手方は、下記のとおり、当時下伊那郡松川町総務課長であった吉澤澄久及び松川町長深津徹である)

(2) 上記職員の財務会計上の行為

当時下伊那郡松川町総務課長であった吉澤澄久が、同課長（一般職）を退職の上、平成23年6月1日付で同町副町長（特別職）に就任するに際し、松川町町長深津徹と通謀の上、松川町職員退職勧奨要綱（昭和58年要綱第18号）

（以下、「要綱」という。）に基づく退職勧奨の規定を不正に適用して、通常の退職金より約533万円加算された退職金を、平成23年6月末日までに不正に受給した。

上記職員は、上記不正行為を見抜くことなく、本件退職金に関する事務を行い、漫然と、通常の退職金より約533万円加算された退職金を、平成23年6月末日までに支出した。

(3) 上記財務会計上の行為の違法または不当性

ア そもそも、要綱は、第1条において、「この要綱は、本町職員の適正な構成、人事の刷新、勤労意欲の向上及び財政の健全化等に寄与するため、退職勧奨の実施について必要な事項を定めえることを目的とする。」と定めており、一般職にあった職員がその職を辞して、特別職たる副町長に選任される場合には、退職勧奨の対象となる場合ではない。

イ 実際のところ、一般職にあった職員が退職して、町長、副町長及び教育長等の特別職に就任する場合に、退職勧奨に関する上記要綱が適用されて、退職金が加算されて支給された例はかつて存在しないと思料される。

ウ 要綱は、第4条において、退職勧奨期間について下記の通り規定している。

記

第4条 退職勧奨期間は、5月1日から5月20日までとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに当たる場合はその都度とする。

(1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職及び過員を生じたとき

(2) 疾病等の理由によりやむをえないと町長が認めるとき

しかるに、本件は、平成23年5月23日に退職勧奨が実施されており、原則とする期間からはずれており、しかも、例外規定に該当する事由は一切ない。

現に、情報公開により開示された後記の起案決裁文書において第4条の該当する号数の記載がない。

エ また、要綱は、第5条において、勧奨の方法を定めており、「退職の勧奨は、町長が退職勧奨対象職員に対し、口頭をもって告知すると共に文書で通知する。」と規定されているところ、口頭をもって告知されたか否か知る由はないが、少なくとも文書で通知された事実はない。

オ 平成30年3月7日付の松川町情報部分公開決定通知書に基づいて請求者竹村幸宏に開示された、平成23年5月23日付当時総務課長吉澤澄久（現副町長）の退職届、当該退職に関する起案決裁済文書、及び当該退職願には、当時の松下副町長の押印が一切なく、町長深津徹と当時総務課長吉澤澄久（現副町長）が通謀して決裁を行ったことが推測しえ、しかも、上記書面の作成も平成23年5月23日ではなく、当時の松下副町長が退任した平成23年

6月1日直後になされたことも十分推測しうるところであり、その場合には、日付を遡及して虚偽の公文書が作成された可能性もあるといえる。

カ 従って、当時松川町総務課長であった吉澤澄久が受給した退職金は、同人が、松川町町長深津徹と通謀の上、要綱に基づく退職勧奨の規定を不正に適用し、通常の退職金より約533万円加算された退職金であるにもかかわらず、当該職員は、その不正行為を見抜くことなく、漫然と退職金に関する事務及び支出を行ったものである。

(4) 長野県市町村総合事務組合に発生した損害

本件において、当時の総務課長吉澤澄久が違法かつ不正に受給した退職金の加算額は、市町村職員退職手条例に基づく試算によると、次のとおり算定される。

・ 退職勧奨の適用のない通常の退職金額	22,903,214円
・ 退職勧奨の適用のある場合の退職金額	28,236,866円
その差額	<u>5,333,652円</u>

(5) 請求する必要な措置

長野県市町村総合事務組合(現管理者藤原忠彦)は、当時の松川町総務課長吉澤澄久及び松川町町長深津徹に対し、当時の総務課長吉澤澄久が不正に受給した退職金533万3652円及びこれに対する退職金を支給した日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による損害金を付して、同組合に支払う旨の不当利得返還請求権ないし損害賠償請求権を行使されたい。

また、上記組合は、平成23年6月当時の管理者である藤原忠彦に対し、上記金額と同額の損害賠償請求権を行使することも併せて検討されたい。

(6) 財務会計上の行為から1年以上経過しているものの、「正当な理由」が認められること

「正当な理由」が認められるためには、次の3つの要件を全て満たすことが必要である。

- (1) 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
- (2) その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえること。
- (3) その行為を知ってから相当の期間内に監査請求をしていること。

本件において検討するに、(1)の要件について、請求の対象となる財務会計上の行為は、議会の審議もなく、また新聞報道等もなく秘密裡に行われており、満たしているといえる。

(2)の要件について、本件は住民が相当の注意力をもって調査しても客観的にみて知ることができなかったといえ、今回、請求者竹村幸宏が情報公開請求により入手した書面により初めて覚知するに至ったものであり、満たしている。

(3)の要件については、以下のとおり満たしている。

請求者竹村幸宏が情報公開請求により書面の開示を受けたのが平成30年3月7日及び同月15日であり、上記書面の開示により本件財務会計上の行為の不当かつ違法性を覚知するに至った。そこで、請求者らは、当初、本件財務会計上の行為が松川町によってなされた行為と考え、平成30年4月4日付で松川町監査委員に対し住民監査請求をなしたが、同年5月15日付で請求を却下されたので、同年6月12日長野地方裁判所に損害賠償請求の住民訴訟を提起した（長野地方裁判所平成30年(行ウ)第9号）。ところが、被告から本案前の答弁として、本件財務会計上の行為は長野県市町村総合事務組合が行った事務であることが改めて指摘されたので、原告である請求者は、平成30年9月6日付で上記訴訟を取下げ、改めて長野県市町村総合事務組合に対し住民監査請求をなしたものである。

よって、本件監査請求が相当の期間内になされていることは明らかであるといえる。

2 請求者

- (1) 住 所 下伊那郡松川町上片桐 3 3 1 6 - 1
職 業 会社役員（竹村工業株式会社代表取締役）
氏 名 竹 村 幸 宏
- (2) 住 所 下伊那郡松川町元大島 3 3 7 3 - 3
職 業 農業
氏 名 宮 澤 正 典
- (3) 住 所 下伊那郡松川町元大島 5 6 2 6
職 業 農業
氏 名 西 尾 明 廣
- (4) 住 所 下伊那郡松川町上片桐 1 4 7 4 - 2
職 業 農業
氏 名 矢 澤 勇
- (5) 住 所 下伊那郡松川町大島 2 3 1 4
職 業 会社役員
氏 名 宮 沢 朋 文
- (6) 住 所 下伊那郡松川町元大島 5 1 3 8 - 3
職 業 会社役員（竹村工業株式会社取締役）
氏 名 松 本 朗 彦

〒395-0084 長野県飯田市鈴加町 2 丁目 1 6 番地 1

原正治法律事務所

TEL 0265-52-2416

FAX 0265-52-5333

上記請求者ら代理人

弁護士 原

正 治

弁護士 原

史 織

以上の次第で、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成30年9月11日

長野県市町村総合事務組合監査委員 殿

添 付 書 類

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 事実証明書（写） | 各1通 |
| | 目録は別紙のとおり | |
| 2 | 委任状 | 6通 |

(別紙)

事 実 証 明 書 の 目 録

目録1	松川町職員退職勧奨要綱	1 通
目録2	松川町情報部分公開決定通知書(写)	1 通
目録3	上記により開示された文書	
の(1)	平成23年5月23日付退職届(写)	1 通
の(2)	平成23年5月23日付起案用紙(甲)(写)	1 通
の(3)	平成23年5月23日付退職願(写)	1 通
目録4	市町村職員退職手当条例に基づく試算表	1 通
目録5	市町村職員退職手当条例	1 通
	(昭和37年11月10日条例第2号)	
目録6	松川町監査委員作成の住民監査請求について(通知)(写)	1 通
目録7	答弁書(写)	1 通
目録8	訴えの取下書(写)	1 通